

ただいま議題となっております。議案第五十七号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十七号は、原案のとおり同意いたしました。

議長(田村市郎君) 日程第二十九議案第五十八号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第五十八号福生市表彰条例に基づく一般表彰について御説明を申し上げます。

本案は、民生委員として十二年、保護司として十六年、通算二十八年にあたり市行政に貢献されました福生市大字福生八〇番地水谷貞子氏を表彰条例第四条第一号の規定による一般表彰該

当者として表彰審査委員会に諮り、その答申をいただきましたのでここに表彰をいたそうとするものでございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十八号は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十八号は、原案どおり同意いたしました。

○議長(田村市郎君) この際、日程第三十及び日程第三十一の二案を一括して上程いたします。

日程第三十議案第五十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰
について

日程第三十一議案第六十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰
の二案を一括して議題といたします。

本二案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第五十九号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について及び議案第六十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを一括して御説明申し上げます。

本二案は、児童の健全育成のために過去五カ年にあたり児童遊園用地を無償提供している行為に対して行うもので、議案第五十九号は福生市大字熊川一〇五番地、牛浜稻荷宗敬会を。

議案第六十号は福生市大字熊川一番地、石川慶一郎氏と、表彰条例第四条第四号の規定による一般表彰の該当として表彰審査委員会に諮り、その答申をいただきましたので表彰をいたす
うとするものでございます。

なお遊園地の所在地、面積、使用目的はお手元に記載のとおりでございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいます
ようお願い申し上げます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本二案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

本二案は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。 よって議案第五十九号及び議案第六十号の二案については、それだけ原案のとおり同意いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第三十二議案第六十一号福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第六十一号福生市表彰条例に基づく一般表彰について御説明を申し上げます。

本案は、市立第二小学校の熊川学級の児童のために過去五年間、お手元に記載のとりの農園用地を無償で提供していただいている福生市大字熊川六九七番地三、兒島二三作氏を表彰条例第四條第四号の規定による一般表彰該当者として表彰審査委員会に諮り、その答申をいただきましたので表彰をいたそうとするもので

ございます。

慎重に御審議をいただきまして、原案どおり御決定くださいますようお願いします。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十一号は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。 よって議案第六十一号は、原案どおり同意いたしました。

○議長(田村市郎君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十四日から十九日までの六日間休会とする
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって明十四日から十九
日までの六日間休会とすることに決定いたしました。

なお今回の本会議は、六月二十日午前十時から開きます。
本日はこれをもって散会いたします。

午後二時四十分 散会

第二回福生市議会

定

例

会会議録(第九号)

昭和五十八年六月二十日福生市議会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。
一 出席議員は次のとおりである。

一番	林田	武君	二番	左原	博君
三番	村野	和一郎君	四番	石川	泰一君
五番	赤星	行人君	六番	齋藤	賢一君
七番	井上	寅吉君	八番	石川	保君
九番	上野	重勝君	十番	木村	徳藏君
十一番	原	敏子君	十二番	遠藤	洋一君
十三番	小野沢	久君	十四番	仲村	清信君
十五番	加藤	謹之助君	十六番	高水	惣八君
十七番	東田	正治君	十八番	堀川	賢君

十九番 宮沢良一君
二十番 指田保雄君
二十一番 田村市郎君
二十二番 村尾栄次君
二十三番 森田治男君
二十四番 関米吉君

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 欠席議員は次のとおりである。

なし

一 議会事務局職員は次のとおりである。

日野 議会事務局長 本林 進君 臨時速記事務員 川久保 友子君
日野 係長 島田 幸治君 補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

追加日市第一 長田村 匡雄君 役 古谷 徳男君

日野 収一入 役 高水 求君 十八平 寛 教一育 長 森田 猛君

日野 企画財政部長 生子 国利君 総務部長 浅見 裕康君

市民部長 井上 久男君 福祉部長 須崎 進君

建設部長 内田 和雄君 教育次長 八木 房雄君

監査委員事務局長 事務取扱 本林 武君 選挙管理委員会事務局長 篠崎 寛君

参事

昭和五十八年第二回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

日程第一 議案第三十一号 西多摩地域広域行政圏協議会の設置について（審査報告）

日程第二
議案第三十二号
昭和五十八年度福生市一般会計補正予算（第一号）

(審查報告)

日程第三 議案第三十三号 市道路線の認定について

(審查報告)

日程第四 議案第三十四号 市道路線の廃止について

(審查報告)

日程第五 特定事件の継続調査について

昭和五十八年第二回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

追加日程第一 議案第六十五号 財産の取得について

議案第六十五號

財産の取得について

昭和五十八年第二回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

開議日時 六月二十日（月）午前十時

日程第一 議案第三十一号 西多摩地域広域行政圏協議会の設置について（審査報告）

日程第二 議案第三十二号 昭和五十八年度福生市一般会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第三 議案第三十三号 市道路線の認定について（審査報告）

日程第四 議案第三十四号 市道路線の廃止について（審査報告）

昭和五十八年第二回福生市議会定例会議事日程（第三日目）

午前十時二分 開議

○議長（田村市郎君） ただいまから昭和五十八年第二回福生市議会

定例会第三日目の会議を開きます。

本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されて

おりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 宮沢良一君登壇）

○議会運営委員長（宮沢良一君） 御指名をいただきましたので、十七日

に開催いたしました議会運営委員会の結果について報告いたします。

本日の日程についての審議であります。新しく追加された議案は

なく、すでに各委員会で審議されました審査報告書だけであり、

提案された順序で編成いたしました。また、各委員長から申し出の

あった特定事件については日程の最後にお願いくることにいたしました。

次に全員協議会についてですが、理事者から申し入れがあり、議会

側も協議事項がありますので本会議終了後に開催することとい

たしました。

以上でござりますが、本定例会最終日の本会議が円滑に運営
されますようお願いし、報告いたします。

○議長(田村市郎君) たいま委員長から報告されたとおり、本日の議事
を進めますので、よろしく願います。

○議長(田村市郎君) これより日程に入ります。

日程第一議案第三十一号西多摩地域広域行政圏協議会の設
置についてを議題といたします。

本安本については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員
長から報告を願います。

(総務委員長 東田正治君登壇)

○総務委員長(東田正治君) 御指名でござりますので、議案第三十一
号につきまして、委員会における審査概要を御報告させていただきます。
なお、お手元にご覧います審査報告書の朗読は省略させていただきます。
(議案本審査報告書)別添参照

まず担当課長より内容説明を受けました後に質疑が始まったわけで
すが、四本の広域行政圏計画の策定に関して当然基本構想が生きて
くるはずである。その策定については都市像が設けられるが、当市の
都市像は活力ある福生市の所となっているが、各市町それぞれの都市
像があると思うので、その調整はどうするのか。

あるいは五本の事務所はどうするのかと、事務局の構成はどうなる
のか。

十二本の幹事会の組織、運営はどうなるのか。

十三本の審議会の構成メンバーはどう考えているのか。

あるいは十九本の監査委員は別に監査の機能を持たせる方がよいと
思うが、どうかとの質疑がなされたわけでござります。

それに対して、四本関係の基本構想については大都市周辺の広域行政
圏という都市像になると思うと、福生市の基本構想それぞれのまた
基本構想がどのように反映、加味されるかは今後の問題になる。圏域
が設定された後には担当等で検討して今年の十二月にできたとして

るならば来年の四、五月ごろか六月ごろには構想の問題が出てきやしないかと、そのように思っている。

事務局については歴史的に、あるいは人口問題からして青梅市になるのではないが、そのように感じている等々の答弁がありました。次に事務局については準備段階では一応都の方から専任の事務を担当される方が来ていただくことになっているが、通常の場合は兼任と、こういう形になると思う。

十二条の幹事会組織の運営については規程を設け企画担当の部課長で十二、三名で組織することになる。

また十三条の審議会については、市町村では代表が一名ずつでいいのではないか。そして、その代表は議員がいいいのではないか等々の考え方が一応九名以内という案がつけられている。

次に十九条の監査については事業がないので略式的な監査になることとから委員の中から監査委員を出してもらうことにした。

また次に各市の状況はどうか、たとえば各市町村で議

決がなされなかったとか、そういうふうなときに、あるいは負担金等が五十万四千円の予算措置は等々の質問がなされたわけでございますが、この点については他市においては全部賛成である、福生市だけが他市とのかけ離れたというが、レベルが違うのではないかと感じられるが、最終的には他市町村の振興を考えたが、福生市の発展を考えたべきだとの結論になり加入という決断をした。

予算については審議会が設立されますと、会長、委員が決まり、その後、市の予算が決まることになっているので九月には負担金についてを提出したい。

次に、実際には幹事会の占めるウェイトが大きくなると思うが、問題をたとえば提起した場合に協議会に提起した場合の流れについてはどうなのか。

あるいは予算が均等割が三割で、人口割が七割となっているその根拠。あるいは補助金をもらうのが主体なのか、あるいは基本構想が優先するの、か等々の質問に対しては、あくまでも基本構想、基本計画、それと実施

計画というものを主体として考えているとの答弁がありました。

また練り上げたものを協議会にかけ、次に審議会で順位をつけることになるのではないかと。あるいは財政問題等におきましては各市町村がやりたい問題については裏づけをはかりし、負担割合を決めてからでないと案件を提出する以上、やるんだということになるので、その辺を意図していくにはその時点でもなり論議がされると思う。筋としては市町村長が集まって協議会委員になります。それと同じようなものが開かれて、それから討議をされてからさらに審議会に上って審議され、その答申を受けて最終的には協議という形になりますと確かに順位とかという問題になりますと。発足しないとわからなけれども、一番むずかしい問題ではないかと思われる。いずれにしても幹事会としては幹事会に相当のウェイトがかかってくるのではないかと等々の答弁があったわけでございます。

委員の中より、この調整には大変苦慮することと思うが、ぜひ福生市の立場を尊重する形で基本構想を策定されたい。さらに独自の体

勢というのか、基地がある特殊性というのか、そのことを、特殊性というものを

を考えた上でその体勢を崩さないことを前提とした、そういう体勢を崩さずに、福生市の体勢というものを崩さずに、そういうものを前提とした考え方で進んでもらいたい等々の要望がありました。採決いたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決をいたしました次第でございます。

よろしく御審議を賜りまして当委員会の報告どおり御決定をくださいますようお願い申し上げます。審査報告にかえます。

議長(田村市郎君) 以上で委員長長の報告は終りました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

○十一番(原 敏子君) じゃあ、お尋ねいたします。

いま委員長報告を聞いていますと、この広域行政に対しては補助金か基本構想か、どちらが主になるのかというよりは委員の質問の中で、理事者側は基本構想が主になるような、こういう広域行政を考えた、いきなり人だというふうな答弁があったというふうに聞きました。それは、この福生市でこの基本構想の中でこの広域行政をやる中で基